

平成 31 年度 国立大学法人東北大学 年度計画

(注) □枠内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 現代的課題に挑戦する基盤となる先端的・創造的な高度教養教育の確立・展開

学生がグローバルリーダーの基盤となる人間性及びグローバルな視野を養い、専門分野の基礎を確立し、大学院での新興・異分野融合研究を創造していくため、地球規模の現代的課題、サイバーセキュリティなど現代社会に必要なリテラシーの修得に多角的に取り組む授業科目群の開発・提供、高大接続から学士課程・大学院課程を見据えた授業科目の配置、情報通信技術 (ICT) の活用による学習方法の提供、学生相互による学習支援、グローバルリーダーを支えるキー・コンピテンシーの醸成をはじめとする学部初年次教育から大学院にわたる高度教養教育を確立・展開する。特に、アクティブ・ラーニングによる授業科目「展開ゼミ」の開講クラス数を平成 30 年度までに 90 クラスまで増加させる取組を進めるとともに、全学教育において ICT を利用する授業を 80 パーセントに引き上げる。

(No. 1)

- ・【①-1】 □ 現代的課題に挑戦する基盤となる先端的・創造的な高度教養教育の確立・展開として、時代に適合するサイバーセキュリティ関連授業科目等を継続して提供するとともに、学生が未来社会に向けて備えるべき現代的リベラルアーツとしての実践的な教育プログラム及び更なる教養教育の抜本的改革に向けた検討を開始する。授業収録配信システムによる全学教育科目の収録、学生・担当教員への利用を促進するための好事例の提示、情報通信技術 (ICT) を活用した学生による学期中間授業アンケートなどを行うとともに、「データリテラシ共通教育基盤」事業の一環として、全学教育科目において数理・データサイエンス教育を計画・実施する。特に、ICT を利用する授業の 55 パーセント程度への引上げを目指すとともに、アクティブ・ラーニングによる授業科目「展開ゼミ」を 100 クラス以上開講する。[No. 1]

②-1 学部専門教育の充実

学生がグローバルリーダーの基盤となる専門分野の基礎を確立するため、全ての課程で平成 29 年度からカリキュラムマップを導入・活用することにより教育プログラムの全学的構造化を図り、PBL (Project-Based Learning) 型授業等によるアクティブ・ラーニングの拡充、学生の学修時間の確保・増加、学生の自律的学習姿勢の強化のための学

修成果の可視化などを通じた学部専門教育の充実化を進める。(No. 2)

- ・【②-1】 □ カリキュラムの点検をすべての課程で継続して実施するとともに、PBL (Project-Based Learning) 型授業等によるアクティブ・ラーニングの拡充を継続的に進める。学生の授業外での学修時間の増加・確保に向けた取組を実施するとともに学修成果の可視化を図るため、多角的な調査結果の分析を継続して行う。〔No. 2〕

②-2 大学院教育の充実

グローバルな視野の下で、新しい価値を創造できる研究者等の養成並びに高度な専門的知識・能力及びその汎用力を持つ高度専門職業人の養成を図るため、明確な人材養成像の下で、研究科や専攻の枠を超えた幅広いコースワークに基づく学位プログラムの提供、産学のネットワークを活かした協働のカリキュラムの開発・実施、学位の質保証のための研究倫理教育と論文審査体制の整備などを通じた大学院教育の充実化を進める。(No. 3)

- ・【②-2】 □ 大学院教育の更なる充実化を図るため、各種学位プログラムや全研究科における「公正な研究推進のための研究倫理教育実施指針」に基づく研究倫理教育を継続して実施するとともに、国際共同大学院プログラムにおける新たな分野のプログラム、産業界と連携した協働のカリキュラムに基づく産学共創大学院プログラム等を開始する。〔No. 3〕

②-3 高度教養教育と専門教育との有機的連携

高度教養教育と専門教育との密接な連携の下で、学部・大学院の一貫した教育プログラムを実践し、多様なキャリアパス教育を進める。(No. 4)

- ・【②-3】 □ 学際高等研究教育院における大学院生をはじめとする若手研究者支援、博士課程教育リーディングプログラムにおける多様なキャリアパス教育、イノベーション創発塾などを通じた博士後期課程学生・ポスドクを対象とする高度教養教育を継続的に実施する。「高度教養教育開発推進事業」の事業成果を各教育プログラムの内容へ継続して展開する。〔No. 4〕

②-4 厳正かつ適切な成績評価・学位審査の実施

成績評価・学位審査を厳正かつ適切に実施し、国際通用性を見据えた学位を保証するため、全学教育に関する PDCA サイクルを継続して運用するとともに、「博士學位論文提出のための指針」に基づく論文剽窃防止の取組を強化する。(No. 5)

- ・【②-4】 □ 国際通用性の高い学位を保証するため、全学教育に関する PDCA サイクルを継続して運用する。厳正かつ適切な成績評価・学位審査を実施するため、英語科目について平成 30 年度に策定した具体的成績評価基準を用いて実施

するとともに、学位プログラム推進機構におけるリーディングプログラム部門及び国際共同大学院プログラム部門において学位論文審査委員会の下で国際通用性のあるQE(Qualifying Examination)及びプログラム学位審査を継続して実施するほか、「博士学位論文提出のための指針」に基づく論文剽窃検出ツールを継続して活用する。〔No. 5〕

②-5 社会人の学び直しの支援

社会人の学び直しに資するため、「アカデミック・リーダー育成プログラム」等の履修証明プログラム及び大学院の教育課程における社会人向けの実践的・専門的な教育プログラムを検討・実施し、社会人の学び直しの機会を提供するとともに、その活動を広く社会に発信する。(No. 6)

- ・【②-5】 □ 社会人の学び直しの支援として、日本の大学変革を支え得るリーダーを育成する「大学変革リーダー育成プログラム」、コンダクター型災害保健医療人材を養成する「災害マネジメント人材養成プログラム」等、多様な履修証明プログラムを実施するとともに、ウェブサイト等を通じて当該活動を広く社会に発信する。各研究科の教育課程において社会人を対象とした教育プログラムを実施し、新たなプログラムについても継続して導入を検討する。
〔No. 6〕

②-6 世界を牽引する高度な人材の養成

世界を牽引する高度な人材の養成のため、学位プログラム推進機構の下で、スピントロニクス分野、データ科学分野をはじめとする海外の有力大学との協働による「国際共同大学院プログラム」、産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くための「博士課程教育リーディングプログラム」、異分野を融合した新しい研究分野で世界トップレベルの若手研究者を養成する学際高等研究教育院の教育プログラム等の学位プログラムを15プログラムに拡大し、これらを「東北大学高等大学院機構（仮称）」として組織する。(No. 7)（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【②-6】 □ 「国際共同大学院プログラム」について、平成30年度までに開始したプログラムに加え、災害科学・安全学分野、材料科学分野及び日本学分野の教育を開始する。「博士課程教育リーディングプログラム」について、更なる教育内容の改善と充実を進めながらグローバル安全学トップリーダー育成プログラムを継続して実施するとともに、マルチディメンション物質理工学リーダー養成プログラムの終了後の新たな展開についても準備を進める。「産学共創大学院プログラム」について、産業界との連携を基盤とした新たな教育を開始する。これらを含む多様な学位プログラムの拡充を基盤として、「東北大学高等大学院機構（仮称）」の組織化に向けて継続して検討すると

ともに、世界を牽引する高度な人材の養成を継続して実施する。〔No. 7〕

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1 教養教育の実施体制等の整備・充実

全学的教育・学生支援体制として構築した高度教養教育・学生支援機構と部局等との緊密な協働の下で、大学 IR(Institutional Research)機能の活用及び教育実践に関する開発・実施を一体的に進め、全学的教学マネジメントを展開する。(No. 8)

- ・【①-1】 □ 高度教養教育・学生支援機構（教育評価分析センター）において教育学習活動に係るデータの収集・分析・提供を行い、本学における効果的な意思決定及び教学マネジメントに継続して役立てる。データに基づく授業内容やカリキュラム等の改善を検討するため、TOEFL ITP テストスコア等の学生の学力に関する多角的な定量データを継続して蓄積・分析し、教育活動の改善に活用するとともに、情報通信技術(ICT)を利用した授業評価の導入に向けた準備を行う。〔No. 8〕

①-2 多様な教員構成の確保

教員の多様性を確保するため、外国人教員等の増員、年齢構成、ジェンダーバランス、実務経験等にも配慮した適切な教員配置を進める。(No. 9)

- ・【①-2】 □ 教員の多様性を確保するために、外国籍教員、若手教員及び女性教員に対する総長裁量経費等による人件費及び研究費等の支援を継続する。国内外の機関とのクロスアポイントメント、学部・大学院英語コース及び全学教育外国語科目を担当する外国人教員の継続的な配置、女性教員採用促進事業、任期付き教員のテニユアポストへの移行などを実施し、適切な教員配置を更に進める。〔No. 9〕

①-3 国際通用性の高い教育システムの開発

学生の学ぶ意欲を刺激する国際通用性の高い教育システムを構築するため、平成 28 年度からの全学部入学者への GPA(Grade Point Average)制度の適用及び全授業科目のナンバリングの活用、第 3 期中期目標期間中早期からのクォーター制を活かした学事暦の柔軟化について、順次実施する。(No. 10)

- ・【①-3】 □ 国際通用性の高い教育システムを更に充実させるため、学部における GPA(Grade Point Average)制度及び全学部・研究科における全授業科目のナンバリングを継続して活用するとともに、クォーター制を活かした学事暦の柔軟化に沿った時間割帯編成及びクォーター制を含む多様な授業形態での全学教育科目を継続して実施するほか、専門教育科目においてもクォーター制の導入を段階的に進める。〔No. 10〕

①-4 教育の質の向上方策の推進

組織としての PDCA サイクル及び授業科目等に対する授業担当教員の PDCA サイクルを通じて教育の質の向上を図る改善活動を継続的に推進するため、学生による授業評価結果の授業改善活動への活用、授業科目のマネジメントを行う担当責任者に対する FD (Faculty Development) の年 2 回以上の実施などの取組を進める。(No. 11)

- ・【①-4】 □ 教育の質の向上方策として、授業改善活動に学生による授業評価結果等を効果的かつ継続的に活用するとともに、全学教育科目授業実践記録 Web システムの記録を活用した有意義な実践情報の共有化を更に進める。全学教育の FD (Faculty Development) ・部局独自の FD に加え、授業科目のマネジメントを行う担当責任者で構成される学務審議会委員長会議の FD を少なくとも 2 回開催する。必要に応じて各部局に対し、高度教養教育・学生支援機構による FD 実施企画に関する企画相談・講師派遣などの各種支援を継続して実施する。〔No. 11〕

①-5 教育関係共同利用拠点の機能強化

教育関係共同利用拠点として大学教育全体の多様かつ高度な教育の展開に寄与するため、本学が有する人的・物的資源の有効活用を図り、平成 32 年度までに教員の専門教育指導力を育成するプログラムの新規開発・提供を行うとともに、食と環境のつながりを学ぶ講義・実習の改善、海洋生物学の素養を備えた人材を育成する臨海実習の拡充など、他大学等へ提供する共同利用プログラムの強化を進める。(No. 12)

- ・【①-5】 □ 教育関係共同利用拠点の機能を継続して強化するため、教職員の組織的な研修等を行う共同利用拠点（高度教養教育・学生支援機構）において、平成 30 年度までの取組の成果を踏まえ、科学・技術・工学・数学（STEM）分野において学問分野固有の専門性の習得に向けた教育研究（DBER）の実践的・実証的知見に基づくプログラムを提供するなど、専門教育指導力育成プログラムを更に発展させる。食と環境のつながりを学ぶ複合生態フィールド教育拠点（川渡フィールドセンター）において、既存のフィールド講義・実習プログラムを見直し、オーダーメイド型実習の内容を継続して充実させる。海洋生物を活用した多面的グローバル教育推進共同利用拠点（浅虫海洋生物学教育研究センター）において、実習・卒業研究など他大学の共同利用を受け入れ、日本人学生・留学生共修実習及び外国人講師を招へいして行う国際臨海実習を開催する。〔No. 12〕

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

①-1 学生への経済的支援制度の拡充と学生寄宿舍の整備・充実

学生への経済的支援を強化するため、本学独自の奨学金制度等を拡充するとともに、

国際的な環境の中で多様な価値観・文化を尊重しつつ自己を確立する場として、日本人学生と外国人留学生の国際混住型学生寄宿舎(ユニバーシティ・ハウス)の定員を対平成27年度比で2倍を目途に整備・拡充を進める。(No. 13)

- ・【①-1】 □ 大規模災害の被災学生に対する経済的支援を継続して行うとともに、支援を必要とする全ての博士後期課程学生に生活費相当額以上を支給する多様な支援、平成30年4月から運用を開始した「東北大学グローバル萩博士学生奨学金制度」等を継続して実施する。日本人学生と外国人留学生が日常的な交流を通じて国際感覚を身につけ、異文化理解を深めることのできる国際混住型学生寄宿舎(ユニバーシティ・ハウス)の入居希望者を継続して受け入れるとともに、入居者間交流イベントを開催する。[No. 13]

①-2 安心して健康な学生生活支援の取組強化

全ての学生が安心して健康な学生生活を送ることができる環境を確保するため、発達障害、身体障害等の障害のある学生に対する支援措置の充実・強化を進めるとともに、ハラスメント対策の強化及びメンタルケア体制の拡充を進める。(No. 14)

- ・【①-2】 □ 障害のある学生への支援や全学生を対象としたメンタルケア、ハラスメントに関する予防及び相談活動を充実させるとともに、学生相談・学生支援を担当する教職員対象の研修会、情報共有・対応検討のための会議を継続して開催する。[No. 14]

①-3 進学・就職キャリア支援の推進

学生への進学・就職支援を強化するため、業界研究セミナー・大学院進学セミナー・キャリア形成ワークショップ等の体系的提供、学部初年次からの一貫したキャリア指導など全ての学生及び博士研究員(ポスドク)に対する総合的な就職キャリア支援の取組を推進するとともに、学生の博士後期課程への進学を支援するため、企業等との組織的連携を更に進めて「イノベーション創発塾」等を継続・拡充する。(No. 15)

- ・【①-3】 □ 学生への進学・就職支援を更に強化するため、一貫したキャリア教育・支援(全学教育科目、フェア、セミナー、ワークショップ、個別相談等)や首都圏における学生の就職活動拠点の確保などの取組を継続して行う。学生の博士後期課程への進学をより魅力あるものとするため、博士後期課程学生やポスドクを対象として、「イノベーション創発塾」・個別相談・ジョブフェアを三本柱とする総合的なキャリア支援を継続して実施する。日本での就業を希望する外国人留学生に対する進路・就職支援を強化するため、学内外の組織・機関と連携し、日本語等の就業に必要とされる能力の形成を目的とした「留学生就職促進プログラム」等を継続して実施する。[No. 15]

①-4 課外活動支援の拡充

学生が人間関係を育み、社会性を身に付ける上で有用な課外活動を支援するため、「全学的教育・厚生施設整備計画」に基づく運動場の人工芝化等の施設環境の整備、全学的な応援への取組、表彰制度の整備等を進める。(No. 16)

- ・【①-4】 □ 課外活動を支援するため、「全学的教育・厚生施設整備計画」に基づき、課外活動施設を更に充実させるとともに、高度教養教育・学生支援機構（課外・ボランティア活動支援センター）を中心として学生のボランティア活動の支援を継続して行う。〔No. 16〕

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

①-1 学生募集力の向上

東北大学進学への募集活動を強化するため、教育内容・進路状況・研究成果等の情報提供を促進し、説明会・オープンキャンパス・移動講座等を開催するとともに、優秀な外国人留学生を受け入れるため、英語ウェブサイトによる発信力の強化、海外拠点を利活用したリクルート活動等を展開する。(No. 17)

- ・【①-1】 □ 一般入試をはじめ、本学の特色である A0 入試、グローバル入試、国際バカロレア入試等の各種入試においてアドミッションポリシーに適合した優秀な受験者を確保するため、入試説明会や進学説明会・相談会、高校訪問、オープンキャンパス等による学生募集活動を強化・拡大する。外国人留学生の募集活動においては、アジア地域を中心に本学教員及び海外事務所スタッフの連携による留学説明会や国際学士コース在学生在が出身国に出向いて行う説明会など、出願に直結する効率的・戦略的な学生募集活動を継続して実施する。〔No. 17〕

①-2 アドミッションポリシーに適合する入学者選抜方法の改善

多様な学生の確保を目指したアドミッションポリシーに適合する学生を確保するため、30パーセントを目指した A0 入試による入学定員の拡大、国際バカロレア入試や日本人学生を対象に英語で学習するためのグローバル入試等の導入、TOEFL 等の外部試験の入試への活用をはじめとする入学者選抜方法の継続的な点検・改善を進めるほか、国際学士コースについては、海外拠点の利用を含む海外現地入試を引き続き行うとともに、海外における教育課程を踏まえた柔軟な入学者選抜方法の改善を継続的に進める。(No. 18)（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【①-2】 □ 入学定員全体の 30 パーセントを目標に定員拡大を打ち出している A0 入試について、高度教養教育・学生支援機構（入試センター）の体制を強化し、筆記試験問題の作題・採点の全学実施体制の拡充などの全学的支援体制の強化・充実を進める。グローバル入試・国際バカロレア入試について、選抜方

法評価基準等の見直しを行い、入試の定着及び改善を進める。国際学士コースについて、優秀な学生を早期に獲得するため、実施時期等を大きく見直した入試を実施するとともに、海外拠点・日本留学海外拠点の現地オフィスと連携した海外現地入試選抜を継続して実施する。2021年度入試改革に向けて、大学入試センター試験に代わる大学入学共通テストへの対応、個別試験の改革などの平成30年12月に公表した「基本方針」の更なる具体化に向け継続して検討を行う。[No. 18]

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 長期的視野に立脚した基礎研究の充実

イノベーションの源泉となる基礎研究の重要性及び基礎研究・応用研究の不可分性に照らし、研究者の自由な発想による独創性のある研究を支援・推進する。(No. 19)

- ・【①-1】□ 研究者の自由な発想による独創性のある研究を支援・推進するため、研究推進・支援機構（URA センター）を含めた全学的研究支援体制を継続して強化する。研究力向上に関する調査分析に基づく外部資金応募の支援及び「知のフォーラム」事業を活用した多様な研究に触れる機会の確保を継続して行うとともに、優秀な若手研究者が研究に専念できるようにするための環境整備等の支援策の検討・具体化を継続して進める。アセットマネジメントセンターと連携し、研究推進・支援機構（テクニカルサポートセンター）における共用設備の利用拡大及び分散型キャンパスにおける設備共用の検討を継続して進める。[No. 19]

①-2 世界トップレベル研究の推進

世界トップレベルの研究拠点の形成・展開を図るため、世界をリードする研究を重点的に推進し、被引用度の高い論文数を対平成27年度比で20パーセント以上増加させ、世界50位以内に入る研究領域を拡大する。(No. 20)

- ・【①-2】□ 世界トップレベルの研究拠点の形成・展開として、研究推進・支援機構（URA センター）の分析情報と大学 IR 機能を活用し、本学における材料科学、スピントロニクス、未来型医療、災害科学等の強み・特色を最大限に活かした世界をリードする特定研究領域の活動を継続して推進する。学際研究重点拠点等からの新たな WPI 型研究組織の形成を継続して推進するほか、国内の国立研究開発法人との組織的研究連携に基づく共同研究を推進することにより、被引用度の高い論文数の増加を継続して目指す。[No. 20]

①-3 国際的ネットワークの構築による国際共同研究等の推進

本学における材料科学、スピントロニクス、未来型医療、災害科学等の分野の強み・特色を最大限に活かし、国際競争力の一層の強化を図るため、国際水準の大学・研究機関等との学術ネットワークの充実、海外拠点の利活用、世界最高水準の外国人研究者の招へい等を進めて世界的研究拠点を形成し、最先端の国際共同研究を推進して、国際共著論文数を対平成 27 年度比で 20 パーセント以上増加させるとともに、国際会議の主催・招待講演等を通じて研究成果の発信を行う。(No. 21) (戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【①-3】 □ 高等研究機構に設置した材料科学、スピントロニクス、未来型医療、災害科学の世界トップレベル研究拠点の活動を継続して拡充する。同機構に設置した国際ジョイントラボラトリーにおける国際共同研究の推進、「知のフォーラム」事業の活用による著名研究者の招へい、海外ベンチマーク大学を中心とした海外研究機関への若手研究者の派遣、国際水準の大学・研究機関等との学術ネットワーク及び海外拠点の活用、国際共同研究に向けた研究者交流を更に促進する。国際共同研究の更なる推進による国際共著論文数を対平成 30 年度比で増加させることを目指すとともに、国際化環境整備を推進するため、新たな国際戦略を策定し、海外拠点の機能強化に向けた多角的な取組を検討し、国際的ネットワークを継続して強化する。〔No. 21〕

②-1 経済・社会的課題に応える戦略的研究の推進

経済・社会的ニーズと大学の多様な研究シーズを組み合わせ、エネルギー・資源の確保、超高齢社会への対応、地域の復興・新生、安全・安心でかつ持続可能な社会の実現など経済・社会的課題に応える戦略的研究を推進する。(No. 22)

- ・【②-1】 □ 研究推進・支援機構（URA センター）による情報収集・分析機能を活用しながら、経済・社会的課題に応える重要課題の解決に向けた活動を行う研究組織群を継続して支援する。経済・社会的ニーズと大学の多様な研究シーズの組合せを踏まえ、「ムーンショット型研究開発制度」等への応募など、必要に応じた新たな施策等の検討・準備を進めることにより、戦略的研究を継続して拡充する。〔No. 22〕

②-2 イノベーション創出を実践する研究の推進

産学が開かれた知の共同体を形成し、ナノテクノロジー・材料、ライフサイエンス、情報通信、環境、エネルギー、ものづくり、社会基盤等に関する世界最高水準の独創的着想に基づく研究を推進するため、企業等との共同研究数を対平成 27 年度比で 20 パーセント以上増加させるとともに、共同研究講座・共同研究部門を 2 倍に増加させ、イノベーション創出プログラム(COI STREAM) 拠点及び国際集積エレクトロニクス研究開発センターに代表される大型産学連携研究を拡充する。(No. 23)

- ・【②-2】 □ 産学が開かれた知の共同体を形成し、世界最高水準の独創的着想に基づく研究を推進するため、産学連携研究を支援・推進する施策の点検・改善を継続して適時に実行する。企業等との共同研究数を対平成 27 年度比で 20 パーセント増加させるとともに、共同研究講座・共同研究部門を対平成 27 年度比で 2 倍に増加させることを目指し、大型産学連携研究を継続して推進する。〔No. 23〕

②-3 トランスレーショナルリサーチの促進

生命科学・医工学分野の基礎研究成果の実用化を促進するため、メディカルサイエンス実用化推進委員会等が中心となって全学の研究シーズ登録数を第 3 期中期目標期間中に 250 件以上に増加させるとともに、トランスレーショナルリサーチ(基礎から臨床への橋渡し研究)を推進し、大学発の革新的な医薬品及び医療機器の開発シーズの実用化を進展させる。(No. 24)

- ・【②-3】 □ メディカルサイエンス実用化推進委員会等が中心となって、日本医療研究開発機構 (AMED) 事業における革新的医療技術創出拠点プロジェクトによる開発シーズ登録数を対平成 30 年度比で 10 件以上増加、薬事承認申請を 1 件以上目指すとともに、トランスレーショナルリサーチの推進を担う人材育成を継続して充実させる。〔No. 24〕

③-1 新たな研究フロンティアの開拓

社会にインパクトある研究を推進するため、細分化された知を俯瞰的・総合的に捉える場を形成し、本学が強みを有する研究・技術要素の一層の強化及びその統合・システム化などの取組を進め、新規研究領域を継続的に開拓して、新興・融合分野研究への挑戦を重点的に支援する。(No. 25)

- ・【③-1】 □ 研究組織をミッション別に三階層化した研究イノベーションシステムに基づき新規研究領域を継続的に開拓する。第一階層の高等研究機構において、世界トップレベル研究拠点の推進及び新領域創成部における戦略的に重要な異分野の研究者の配置を研究専念環境及び処遇のインセンティブの付与等を活用して継続的に行う。第二階層の分野融合研究アライアンスにおいて、国際研究クラスター、社会にインパクトある研究、学際研究重点拠点等の各プロジェクトを更に全学的に推進する。第三階層の基盤部局群において、構成員の自由な発想に基づいて新たな研究フロンティアを継続して開拓する。〔No. 25〕

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1 多彩な研究力を引き出して国際競争力を高める環境・推進体制の整備

戦略的視点から革新的かつ創造的な研究プロジェクト等を企画・推進するため、リサーチアドミニストレーター(URA)機能の強化など全学的視点から研究推進体制の充実を進めるほか、国際リニアコライダー(ILC)、中型高輝度放射光施設などイノベーションの基盤となる最先端の研究施設の東北地方への誘致活動について寄与する。(No. 26)

- ・【①-1】 □ リサーチアドミニストレーター(URA)の全学的連携の更なる強化を図り、研究組織をミッション別に三階層化した研究イノベーションシステムに基づく戦略的視点から部局の研究活動状況を継続して把握・分析する。政策の動向を踏まえつつ、次世代放射光施設等の建設支援及び利用推進を継続して検討する。[No. 26]

①-2 世界をリードする優れた研究者等の確保

ワールドクラスの研究者や必要な人材を国内外から産業界を含め広く確保するため、適切な業績評価による処遇反映の仕組みを整備・活用することにより、対平成 27 年度比で適用例 2 倍増を目指したクロスアポイントメント制度及び年俸制適用率 30 パーセント以上を目指した年俸制の活用を促進する。(No. 27)

- ・【①-2】 □ 優れた人材の確保のため、戦略的パートナーシップを締結している学術機関との組織的クロスアポイントメントを実施する。本学独自のインセンティブ機能を有する承継年俸制度及び特別招聘プロフェッサー制度をはじめとした人事・給与システムについて、必要に応じて見直しを行いつつ活用を進めるなど、2021 年度における年俸制適用率 30 パーセント以上を目指した取組を継続して進める。[No. 27]

①-3 優れた若手・女性・外国人研究者の積極的登用

優れた若手・女性・外国人研究者が活躍する研究基盤を構築するため、自立的な研究環境の提供を前提とした国際公募による学際科学フロンティア研究所における 50 名程度の若手研究者のポストの確保及びその他の全学的な人件費の適切なマネジメントによる若手研究者のポストの確保に基づく若手教員比率 26.4 パーセントを目指した若手教員の雇用の促進、女性研究者の対平成 27 年度比で 50 パーセント以上の増員を目指した女性研究者支援の取組の加速化のほか、外国籍教員の対平成 27 年度比で 30 パーセント以上の増員及び新たに採用する教員の 1 割以上のテニュアトラック制の適用を進める。(No. 28)

- ・【①-3】 □ 平成 30 年度に設置した「人事給与マネジメント改革対応検討 PT」において、若手教員、女性教員及び外国籍教員の雇用促進策を推進する。若手研究者の環境をより充実・向上させるため、東北大学版テニュアトラック制度に

基づく自立的な研究環境の提供を前提とした学際科学フロンティア研究所におけるポスト、高等研究機構に設置した世界トップレベル研究拠点・新領域創成部におけるポスト、卓越研究員制度等も活用したポスト等を継続的に確保するとともに、必要に応じて新たな施策の検討を行う。女性研究者の環境を充実させるため、出産、育児、介護等と研究が両立できる財政的支援や次世代の育成など、「男女共同参画・女性研究者支援事業」による総合的な支援策を実施するとともに、女性教員採用促進事業を継続して実施する。外国籍教員採用促進策として、外国人教員雇用促進経費の措置等を継続して行う。〔No. 28〕

①-4 技術系研究支援者のキャリア形成の促進

多彩で高度専門性を有する技術系研究支援者のキャリア形成を促進するため、専門分野間の技術交流・人事交流及び海外研修を含む先進的な技術開発等に関する研修を通じて、意欲を持って継続的に成長できる就業環境を提供する。〔No. 29〕

- ・【①-4】 □ 専門分野間の技術交流・人事交流を一層促進し、短期の海外研修及び技術英語セミナーを実施するとともに、専門研修の充実化を進め全技術職員を対象に受講させるほか、2020年度全国総合技術研究会の本学開催に向け、実行委員会の下に設置する各種作業部会毎に準備作業を開始する。全学的な技術支援体制として、相談窓口の利用及び複数部局兼務の拡充を進めるとともに、適正な人事配置を進める。〔No. 29〕

②-1 世界最高水準の最先端研究機構群の設置

本学の総力を挙げて最先端研究に取り組むため、研究組織をミッション別に三階層化した基盤体制（研究イノベーションシステム）を構築し、その第一階層となる高等研究機構に設置した物質・材料分野（材料科学高等研究所）の強化を着実に進め、高等研究機構に新たな分野・研究組織等を順次整備して、世界最高水準の研究環境及び研究支援体制を拡充するとともに、高等研究機構と研究科・附置研究所等との有機的な連携を促進する。〔No. 30〕（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【②-1】 □ 高等研究機構に世界トップレベル研究拠点として設置した物質・材料分野、スピントロニクス分野、未来型医療分野、災害科学分野と研究科・附置研究所等との有機的な連携による強化を着実に進め、学際研究重点拠点等からの新たなWPI型研究組織の形成を継続して推進するとともに、世界最高水準の研究環境及び研究支援体制の更なる拡充を進める。〔No. 30〕

②-2 グローバルな連携ネットワークの発展

国際的な頭脳循環を促進するため、海外拠点・リエゾンオフィス等の戦略的な整備・

活用、これまで築いてきたネットワークの連携強化、海外ベンチマーク大学への若手研究者の派遣（延べ80名以上）、リサーチレセプションセンターによる訪問者の支援、世界トップクラスの研究者を招へいする「知のフォーラム」事業の推進（年平均3件以上）等を通して、グローバルな連携ネットワークを発展させる。（No. 31）

- ・【②-2】 □ 国際的な頭脳循環を促進するため、海外ベンチマーク大学への若手研究者の派遣、リサーチレセプションセンターを活用した訪問者の支援措置の更なる拡充、「知のフォーラム」事業の継続的实施（3件程度）、高等研究機構に設置される国際ジョイントラボラトリーの新たな検討等を通して、グローバルな連携ネットワークの強化を継続して進める。国際化環境整備を継続して推進するため、新たな国際戦略を策定し、海外拠点の機能強化に向けた検討を進める。〔No. 31〕

②-3 附置研究所等の機能強化

附置研究所等が学術研究の動向や経済社会の変化に対応しながらその機能を十分に発揮し、高い研究水準を維持する学術研究の中核研究拠点としての使命を遂行するため、研究支援体制の充実など業務運営の更なる強化を進める。（No. 32）

- ・【②-3】 □ 我が国の学術研究を先導する中核的研究拠点として、附置研究所等の機能の更なる強化を継続して進めるため、推進する研究領域や業務運営を適時に点検し、必要に応じて所要の改善・充実・高度化を行うとともに、優れた研究成果の創出及び体系的な発信を継続して進める。〔No. 32〕

②-4 国際共同利用・共同研究拠点及び共同利用・共同研究拠点の機能強化

国際共同利用・共同研究拠点及び共同利用・共同研究拠点が大学の枠を超えて学術研究の中核として全国的な研究レベルの向上に寄与するとともに本学の強み・特色の重点化にも貢献するため、材料科学、情報通信、加齢医学、流体科学、物質・デバイス科学、計算科学、電子光理学等の強みを活かして、国内外の研究機関との連携をはじめとする開かれた共同利用・共同研究の組織的推進など業務運営の更なる強化を進める。（No. 33）

- ・【②-4】 □ 国際共同利用・共同研究拠点及び共同利用・共同研究拠点の機能の更なる強化を継続して進めるため、材料科学、情報通信、加齢医学、流体科学、物質・デバイス科学、計算科学、電子光理学等のそれぞれの強みを活かして、国内外の研究機関との連携などを継続して推進する。必要に応じて所要の改善・充実・高度化と更なる国際化を推進し、優れた研究成果や利用実績の創出及び体系的な発信を継続して進める。〔No. 33〕

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

①-1 世界標準の産学連携マネジメントの推進

大学の研究成果を企業等と連携したイノベーション創出につなげるため、世界標準の産学連携マネジメントを推進する産学連携機構の整備・充実を進めるとともに、組織的産学連携を促進するプレマッチングファンド制度の拡充、青葉山新キャンパスの環境を活用して産学連携組織群を集約するアンダー・ワン・ルーフ型産学連携拠点の構築、「産学連携特区（仮称）」制度の構築、「共同研究講座・共同研究部門」の対平成 27 年度比で 2 倍増、人文社会科学分野の積極的な参画による産学連携に関する政策提言機能の整備、産学連携マネジメントを担う高度人材の実践的な育成プログラムの構築等を通じて、産学間のパートナーシップを進める。(No. 34) (戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【①-1】 □ 産学連携マネジメントを更に推進するため、産学連携機構の部門別機能の点検・強化、プレマッチングファンド制度の効果の検証とそれに基づく組織的連携先の拡充、アンダー・ワン・ルーフ型産学連携拠点の構築による産学連携組織群との連携の強化、「産学連携特区（仮称）」制度の検討、リサーチアドミニストレーター（URA）等との連携による産学連携マネジメントを担う高度人材の育成を継続して進める。「共同研究講座・共同研究部門」については、対平成 27 年度比で 2 倍に増加させることを目指す。〔No. 34〕

②-1 社会連携活動の全学的推進

大学と社会をつなぐ窓口機能及び本学の学生・教職員による積極的な社会連携活動の支援機能の強化を図り、国・自治体・企業等との連携を更に促進し、社会の課題解決、地域活性化、政策立案等の社会ニーズを捉えた取組を進める。特に、東日本大震災を経験した総合大学としての知見と経験を活かして、宮城県・福島県の小学生を対象に実施している減災教育を継続・拡充するなど地域の防災・減災活動の取組を進める。(No. 35)

- ・【②-1】 □ 全学的社会連携推進体制の下に、社会にインパクトある研究を推進するとともに、「学都仙台コンソーシアムサテライトキャンパス公開講座」の開講及び MOOC (Massive Open Online Course) を活用したオンライン学習の継続的な実施を通じて、一般市民が学びに触れる機会を継続して提供する。部局等との連携・協力に基づく社会・地域連携活動及び社会のニーズを捉えた取組について検討を進める。減災教育事業の全国・海外への普及強化について継続して推進し、地域の防災・減災活動の取組を更に進めるとともに、これまでの取組について必要に応じて見直しを行い、事業内容の更なる向上を進める。〔No. 35〕

②-2 知縁コミュニティの創出・拡充への寄与

本学の施設、学術資源等を広く活用しつつ、サイエンスカフェやリベラルアーツサロンなどの市民の知的な関心を受け止め、支え、育んでいける教育研究活動を継続・拡充するとともに、自治体・メディア等との連携により地域の文化創造・交流の中核となる取組を進める。(No. 36)

- ・【②-2】□ サイエンスカフェ等を継続して実施するとともに、市民の知的な関心を受け止め、支え、育んでいける市民向けアウトリーチプログラムの再構築の検討を進める。自治体・メディア等と連携して東北大学百周年記念会館等の本学施設の開放をより推進し、地域の文化創造・交流となる取組を進める。これまでの取組について必要に応じて見直しを行い、事業内容の更なる向上を進める。[No. 36]

4 災害からの復興・新生に関する目標を達成するための措置

①-1 東北大学復興アクションの着実な遂行

東日本大震災からの復興・新生に資する成果を創出するため、災害復興新生研究機構と部局等との協働の下で、被災地域の課題を踏まえ、地域の特色や資源を活用した研究・人材育成・新産業創出等の取組を継続的に推進し、それらの活動を国内外に発信する。(No. 37)

- ・【①-1】□ 災害復興新生研究機構と部局等との協働の下で、災害復興新生研究機構によるコミットメント型プロジェクト(8重点プロジェクト)及び構成員提案型プロジェクト(復興アクション100+)のフォローアップなどの進捗管理を継続して行い、その成果をシンポジウム、ウェブサイト、刊行物等により国内外に発信するとともに、取組の評価及び点検を行い、必要に応じて見直し・改善を進める。[No. 37]

①-2 復興に長期を要する被災地域への貢献

福島第一原子力発電所の事故により復興に長期を要する被災地域の再生のため、廃炉・環境回復の分野をはじめとするこれまでの取組等を活用する。(No. 38)

- ・【①-2】□ 平成30年度に検討した原子炉廃止措置基盤研究センターを中核とした拠点形成の継続の在り方にに基づき、新たな仕組みの下で、基礎・基盤研究、人材育成プログラム等を継続して実施するとともに、廃炉国際共同研究センターでの研究プロジェクトにこれまでの取組とその成果を活用する。地域中小企業の若手経営者を育成する福島県内のサテライト校「地域イノベーションプロデューサー塾」及び「地域イノベーションアドバイザー塾」においては、人材育成・新事業開発支援を進めるとともに、東北復興農学センター葛尾村分室を拠点に、IT農業の普及を通じて葛尾村をはじめとする福島県の農

業分野における復興を継続して支援する。[No. 38]

②-1 科学的知見に基づく国際貢献活動

東日本大震災で得られた教訓・知見や世界に先駆けて開拓する災害科学の新たな知を世界各国の課題解決に資するため、これまで築いてきた国内外の連携ネットワークを活用し、新たな防災・減災技術の開発、震災アーカイブ・災害統計データの集積・提供、バイオバンク固有の問題解決とメディカル・メガバンク先進モデルの提供、海洋生物資源の保全・活用などの科学的知見による開かれた貢献活動を展開する。(No. 39) (戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【②-1】 □ 東日本大震災で得られた教訓・知見や世界に先駆けて開拓している災害科学の新たな知の創出を活用し、世界各国の課題解決に資する取組等を継続して推進する。これまで収集した防災・減災に資するデータ及び分析結果を世界各国の防災政策立案のために提供するとともに、災害アーカイブの国際連携を継続して推進する。「第2回世界防災フォーラム」に参画し、本学の強みである災害科学の研究成果を国内外に発信する。[No. 39]

5 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

①-1 国際競争力向上に向けた基盤強化

国際競争力向上に向けた基盤強化を図るため、国際連携推進機構と部局等との協働の下で、海外拠点の整備・利活用、国際交流サポート体制の強化をはじめとする国際化環境整備を推進する。(No. 40)

- ・【①-1】 □ 国際競争力向上を図った基盤強化を更に推進するため、外国人留学生・研究者・受入れ教職員へのサポート体制を強化し、利用者からの要望を踏まえて平成30年度に改修した「在留資格認定証明書(COE)Web申請システム」について、説明会等を通じて利用者へ周知する。在留管理制度・生活情報等について、ウェブサイト、ハンドブック、各種説明会、相談窓口等を通じて学内外へ周知する。[No. 40]

①-2 国際発信力の強化

国際発信力を強化するため、英語による全学的広報業務を担う専任スタッフを拡充し、クオリティーの高い情報コンテンツの実現とウェブページ、ソーシャルメディア等の活用により受け手に応じた適切な情報発信を推進するとともに、海外拠点、コンソーシアム等を活用し多様な機関等との連携による情報発信体制を強化するほか、海外の同窓会との連携、国際シンポジウムの開催・招致などの取組を強化する。(No. 41)

- ・【①-2】 □ 国際発信力を強化するため、広報戦略推進室と国際広報センターを中心と

した全学的な国際広報推進体制の下で、部局等と協働で国際発信力の強化に関して検討・準備を進め、可能なものから実施する。ウェブサイト・SNS等の情報発信ツールを活用し、海外に向け適切な情報発信を部局等との連携に基づき行うほか、国際的な知名度を高めるための広報活動を推進する。海外からの本学への応援者を更に増加させるため、海外校友会との懇談会・共同学術セミナー等を開催し、海外同窓生の適切なフォローアップ及びネットワーク構築を行う。環太平洋大学協会（APRU）の Multi-Hazards Program の拠点大学として国連機関・自治体等とも連携し、ワークショップ・シンポジウム等を開催するなど、世界的な認知度の向上を継続して進める。〔No. 41〕

①-3 グローバルネットワークの形成・展開

教職員・学生の国際流動性の向上及び教育・研究における国際連携推進に資するグローバルネットワークの戦略的強化のため、海外拠点・学術交流協定校の拡充及びコンソーシアムの更なる活用を進める。〔No. 42〕

- ・【①-3】 □ 環太平洋大学協会（APRU）の Multi-Hazards Program の拠点大学として国連機関・自治体等とも連携し、ワークショップ・シンポジウム等を開催するなど、世界的な認知度の向上を継続して進める。指定国立大学法人構想における国際研究クラスターを中心として、戦略的パートナーシップに基づく研究ワークショップを開催し、大学間協定校を含む特定の有力大学との戦略的連携を継続して拡充する。〔No. 42〕

②-1 外国人留学生の戦略的受入れと修学環境の整備

第3期中期目標期間中に通年での外国人留学生を3,000人に拡大するため、これまでの実績を活かして重点的な地域・分野・プログラム等を内容とする留学生受入れ戦略を基に、教育プログラムの充実、留学生の支援措置の拡充など就学環境の更なる整備を進める。〔No. 43〕

- ・【②-1】 □ 英語で学位取得可能なコースの拡充を進めるとともに、科学・技術・工学・数学（STEM）分野等のサマープログラム・短期受入れプログラムの教育内容を一部見直しつつ実施するほか、外国人留学生の経済的支援状況を分析し、学士課程から博士課程への切れ目ない経済的支援体制の構築に向けた検討を進める。学修・生活相談窓口開設などのピアサポート体制構築、渡日直後の外国人留学生への日本語集中講座の開催、日本での就職支援プログラムの実施などの外国人留学生支援を充実させ、通年での外国人留学生3,000人以上を継続して確保する。〔No. 43〕

②-2 本学学生の海外留学と国際体験の促進

第3期中期目標期間中に単位取得を伴う海外留学体験学生を年間1,000人に拡大するため、入学前海外研修プログラム、短期海外研修プログラム(スタディアブロードプログラム)、協定校交換留学プログラム、研究型海外研鑽プログラム等を実施するとともに、海外留学・海外インターンシップの促進体制の更なる整備を進める。(No. 44)

- ・【②-2】□ 単位取得を伴う海外留学体験学生を拡大させることを目指して、派遣期間、派遣国・地域、対象学生等のプログラム内容において多様な留学プログラムを継続して提供・実施する。東北大学基金等を活用した海外留学奨学金制度、留学説明会や留学経験者との交流イベント、課外英語講座、危機管理対策などの留学支援の強化を継続して促進する。[No. 44]

②-3 異文化の理解と実践的なコミュニケーション能力の養成

グローバルに活躍できる人材の育成のため、言語や文化の異なる多様な人々と協調しつつ自己の主張を的確に相手に伝え問題解決に導く高度なコミュニケーション能力を涵養できる教育プログラムを開発・展開するとともに、英語をはじめとする語学教育を強化する。(No. 45)

- ・【②-3】□ 東北大学グローバルリーダー育成プログラム(TGLプログラム)において、プログラム必修科目の新設・増設、国際共修授業の実施、海外派遣プログラム参加の推進などによりグローバルリーダー認定者数を増加させ、プログラムの効果検証を継続して進める。学生の英語力の底上げのため、全学部1年生を対象にTOEFL ITPテストを継続して実施するとともに、課外英語講座等を継続して開講する。[No. 45]

③-1 国際通用性の向上

スーパーグローバル大学創成支援「東北大学グローバルイニシアティブ構想」事業の目的達成に向けて、総長を本部長とする推進本部の下で、平成35年度中に国際コース設置率を75パーセントに拡大する等の教育プログラムの国際通用性の向上、国際共同大学院プログラムをはじめとする国際連携による教育力強化、教員の多様性・流動性の向上及び学生の多様性・流動性の向上を進める。(No. 46)

- ・【③-1】□ 英語で学位取得可能なコースの更なる拡充及び質の向上を目的として平成30年度に策定された「FGLプログラム(Future Global Leadership Program)ガイドライン」に基づき、人文社会、工学、薬学等の分野での国際学位コースを創設し、国際コース設置率を60パーセント程度に拡充する。本学が加盟するコンソーシアム、戦略的パートナーシップ校等が主催・共催するサマープログラム、ワークショップ等に学生や若手研究者を派遣し、流動性の向上を継続して進める。国際共同大学院においては、既存の6分野に

加え、災害科学・安全学分野、材料科学分野及び日本学分野において教育を開始する。〔No. 46〕

③-2 先端的教育研究クラスターの構築

本学を中核とする「知の国際共同体」を形成する先端的教育研究クラスターを構築するため、スピントロニクス分野、データ科学分野をはじめとする9つの国際共同大学院の設置及び「知のフォーラム」事業の実施を両輪とする取組を推進する。(No. 47)

- ・【③-2】 □ 国際共同大学院では、既存の6分野に加え、災害科学・安全学分野、材料科学分野及び日本学分野において教育を開始するとともに、国際研究クラスターとしての研究活動を継続して推進する。「知のフォーラム」事業については、著名研究者を継続して招へいする。〔No. 47〕

③-3 外国人教員等の増員

第3期中期目標期間中に外国人教員等を1,000人以上に拡大するため、柔軟な人事・給与システムの運用や受入れ環境の整備を進め、外国人教員等の組織的・戦略的雇用を促進する。(No. 48)

- ・【③-3】 □ 外国人教員等の更なる増員を目指し、外国人教員雇用促進経費の措置等を継続して行う。インターナショナルスクールの授業料等支援について必要に応じて見直しを行いつつ実施するなど、受入れ環境の整備を継続して行う。特別招聘プロフェッサー制度をはじめとした人事・給与システムの柔軟な運用を行うとともに、平成30年度に設置した「人事給与マネジメント改革対応検討PT」において、若手教員、女性教員及び外国籍教員の雇用の在り方等について検討を進める。〔No. 48〕

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

①-1 国際的病院機能を目指した設備・機能の整備

国際的拠点病院として機能するため、病院広報の国際化及び外国人患者診療体制の整備を進めるとともに、医療・医学教育・医学研究に関して諸外国、特にアジア各国の先端医療拠点病院と連携して人材交流を進める。(No. 49)

- ・【①-1】 □ 国際的拠点病院として機能するため、遠隔会議システムの拡充を進め、同システムを活用した諸外国の病院との研究会・症例検討会等を継続して実施するとともに、アジア先端医療拠点病院等と連携し、指導医の派遣及び医療従事者の研修等における人材交流を進める。病院広報ホームページ(英語版)へのアクセス解析を踏まえたホームページの更なる充実、モバイル通訳システムによる患者対応の多言語化についても、継続して実施する。〔No. 49〕

①-2 より安定した経営基盤の確立

より安定した経営基盤を確立するため、収支バランスの継続的モニタリング及び詳細な経営分析・評価を行うとともに、新中央診療棟の整備、重点診療部門への投資等により収益の増加、経費削減等により経営の効率化を進める。(No. 50)

- ・【①-2】 □ より安定した経営基盤を確立するため、HOMAS2(国立大学病院向け管理会計サービス)を活用した経営分析及び評価を行い、収支バランスの継続的なモニタリングを行う。先進医療棟(新中央診療棟)の安定稼働に向けて重点診療部門への投資等を継続的に行うほか、手術室・ICUの稼働率を継続的にモニタリングし、分析・評価を行う。ジェネリック薬品の使用割合の向上、医薬品の値引き交渉や医療材料価格の削減努力等による経費率の低減を継続して進める。[No. 50]

①-3 社会の要請に応える医療人の養成及び病院機能の強化

卒前教育と卒後教育が一体となった魅力ある教育を通じて高度な知識・技能・人格を兼ね備えた専門医療人を育成し、社会・地域の医療に貢献するとともに、リーディングホスピタルとして高度急性期医療及び先端医療の充実化を進める。(No. 51)

- ・【①-3】 □ 新たな教育研究システムの整備充実を進め、高度な知識、技能及び人格を兼ね備えた医療人を養成し、社会に輩出するとともに、「新たな専門医の仕組み」に基づき構築した専門研修プログラムを管理し、19すべての基本領域で専攻医を受け入れる。クリニカルスキルスラボにおいて、医学部学生、臨床研修医、看護師等に加えて学外も含む多職種の医療従事者を対象に、シミュレータを用いたトレーニングを行う。先端医療技術トレーニングセンターにおいて、生体や摘出臓器を用いた外科手技トレーニングを行うとともに、社会・地域医療への幅広い活用も継続して実施する。[No. 51]

①-4 医療安全及び医療の質の向上

先端医療・臨床研究の安全性・品質を担保するため、倫理教育プログラムの充実、研究支援・モニタリング体制の整備など組織としての管理体制を一層強化するとともに、医療の質の向上のため、医療安全推進室を強化し、定期的に第三者の機能評価を受審する。(No. 52)

- ・【①-4】 □ 特定機能病院の承認要件等の見直しについては、安全な医療の提供につながるよう、医療安全に係る各種モニタリング、検討・改善等の活動を継続して取り組む。臨床研究の品質を担保する講習会等を開催し、モニタリング体制等の整備を進めるほか、医療安全推進室の体制について継続して強化する。病院機能評価認定更新に向け継続して改善を行い、受審に向けた体制を構築する。[No. 52]

①-5 医薬品・医療機器開発に向けた体制強化

先進医療及び臨床試験の実施により新たな医療を提供するとともに他機関等との連携による医薬品・医療機器開発を促進するため、臨床研究推進センターの体制強化を図り、第3期中期目標期間中に10件以上を目標とする研究成果の実用化の支援を展開する。(No. 53)

- ・【①-5】□ 新たな医療の提供として、がんや難病の個別化医療実現に向けて、個別化医療センターの取組を推進する。臨床研究推進センターの体制について点検を行い、必要に応じて強化するとともに、日本医療研究開発機構(AMED)事業における革新的医療技術創出拠点プロジェクトによる医薬品・医療機器開発に基づく成果の実用化に向けた段階的なフェーズ管理を着実に実施するため、基礎研究から臨床応用を目指した開発シーズの棚卸しを継続して行う。
[No. 53]

(3) 産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標を達成するための措置

①-1 研究成果の事業化の促進

認定特定研究成果活用支援事業者の株主としてのプログラムのパフォーマンスを図るため、出資事業推進委員会におけるモニタリングなどガバナンスの確保を図る取組を実施する。大学における技術に関する研究成果を事業化させるため、事業イノベーション本部を中心に24件程度の事業化支援を行い、認定特定研究成果活用支援事業者等の投資の対象候補として6件程度の育成を図る等の取組を実施する。大学における教育研究活動の活性化及びイノベーションエコシステムを構築するため、認定特定研究成果活用支援事業者等と連携し、ベンチャー育成・活用人材リソースネットワークの形成、20名程度の大学高度人材への実践的インターン制度の構築等の取組を実施する。地域における経済活性化に貢献するため、認定特定研究成果活用支援事業者、地方公共団体、地方経済界等と連携し、大学発ベンチャーの立地等の支援ネットワークの形成等の取組を実施する。(No. 54)

- ・【①-1】□ 出資事業推進委員会を半期に一度開催し、モニタリングなど内部統制マネジメントを継続して実行する。産学連携機構(事業イノベーションセンター)を中心に事業推進型共同研究、小規模育成支援制度等を活用し、6件程度の事業化支援を行い、認定特定研究成果活用支援事業者等の投資の対象候補として1件程度の育成を図る等の取組を継続して実施する。認定特定研究成果活用支援事業者等と連携し、ベンチャー育成・活用人材リソースネットワークの形成、大学高度人材への実践的インターン制度の取組を継続して実施する。認定特定研究成果活用支援事業者、地方公共団体、地方経済界等と連携し、大学発ベンチャーの立地等の支援ネットワークの形成等の取組を実施する。[No. 54]

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

①-1 大学経営における明確な役割分担と最適化

大学が戦略をもって活動展開するため、本学構成員、経営協議会の学外委員、国際アドバイザーボードなどの様々な意見を収集・分析し、総長のリーダーシップの下で、教学マネジメントを統括して迅速な意思決定と執行権を行使できるシステムの整備など体制の強化を図り、大学経営における役割・機能の分担の明確化・最適化を行う。

(No. 55) (戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【①-1】 □ 大学が戦略をもって活動展開するため、総長のリーダーシップの下で、総長・プロボスト室の機能を活用しつつ、教学マネジメントを統括して迅速な意思決定・執行権を行使できるシステムの整備など、体制の強化を継続して進める。本学構成員、経営協議会の学外委員、国際アドバイザーボードなどの様々な意見を収集・分析してそれらを戦略策定に活用する。特に、国際アドバイザーボードにおいては、第2回を開催し、第1回開催からの各種施策への反映状況等を説明するとともに、本学の教育力・研究力の強化、一層の国際化を推進するための各種施策について、更なる意見・助言等を収集・分析して戦略策定に活用する。〔No. 55〕

①-2 監事監査の円滑かつ適正な実施の確保

監事の機能強化に応じた職務執行の支援態勢を確保する措置を講ずるとともに、監事監査・モニタリングの結果を法人運営の改善に反映させる。(No. 56)

- ・【①-2】 □ 監事の職務執行の支援態勢(専任職員の配置、各種会議への陪席等)を継続して確実に確保する。監事の意見を法人運営の改善に反映するなど総長の責任において監事監査の結果等を踏まえた改善措置を継続して実行する。〔No. 56〕

①-3 内部監査・モニタリング機能の強化

総長直属の内部監査体制の下で、内部統制システムのモニタリングを継続的に実施するとともに、本学独自の評価基準の作成及び評価の実施、リスク・コントロール・マトリクス of 整備などを行い、リスク・課題の解決策を監査先と共に探り、自発的改善を促進する。(No. 57)

- ・【①-3】 □ 平成28年度に策定した「内部監査の評価基準」を基に、監査スタッフ及び臨時監査員を対象に内部監査の品質評価を正式に実施するとともに、平成29年度に作成したリスク・コントロール・マトリクスを活用した内部監査を実施し、自発的改善を継続して促進する。〔No. 57〕

②-1 人事・給与システムの弾力化

本学の戦略的・機動的な大学経営と教育研究の高度化による更なる躍進のため、クロスアポイントメント制度適用例を対平成 27 年度比で 2 倍増、年俸制の適用率 30 パーセント以上などを目指した人事・給与システムの弾力化を推進する。(No. 58)

- ・【②-1】 □ クロスアポイントメント制度において、戦略的パートナーシップを締結している学術機関との組織的クロスアポイントメントを実施する。年俸制において、本学独自のインセンティブ機能を有する承継枠年俸制度及び特別招聘プロフェッサー制度をはじめとした人事・給与システムについて必要に応じ見直しを行いつつ活用を進めるなど、2021 年度における年俸制適用率 30 パーセント以上を目指した取組を継続して進める。[No. 58]

②-2 大学の教育研究活動及び経営を担う人材の確保・育成

大学の教育研究活動及び経営を担う人材の育成・高度化を図るため、各階層別の研修内容の充実、TOEIC スコア 700 点以上の事務職員等の 100 名以上増員など職員の研修、良質なマンパワーの増強等を通じた人事マネジメントの改善を進める。(No. 59)

- ・【②-2】 □ 大学の教育研究活動及び経営を担う人材の育成・高度化を図るため、階層別研修の効果の検証を踏まえた研修内容の改善及び資質向上を目指した更なる取組を進める。TOEIC スコア 700 点以上の事務職員等の 100 名以上の確保に結び付ける研修の機会の付与など、職員の英語力を向上させる取組を継続して進める。[No. 59]

②-3 男女共同・協働の実現

次世代の学生の教育を担う機関として男女共同・協働を実現するため、「東北大学における男女共同参画推進のための行動指針」に基づく総合的・計画的な取組を推進し、第 3 期中期目標期間中に、女性教員比率を 19 パーセントに引き上げることを目指した採用等の取組及び管理職等(課長補佐級以上)の女性職員比率を 15 パーセントに引き上げることを目指した育成等の取組を強化する。(No. 60)

- ・【②-3】 □ 女性教員比率の向上を推進するため、出産、育児、介護等と研究が両立できるよう財政的な支援や次世代の育成など、「男女共同参画・女性研究者支援事業」による総合的な支援策を継続して実施するとともに、女性教員採用促進事業を継続して実施する。管理職等(課長補佐級以上)の女性職員比率の向上を推進するため、キャリア形成に関する研修への参加などを通じて女性職員の管理職等登用への意識付けを進めるとともに、時間外労働の縮減など、仕事と家庭生活の両立のための職場環境づくりを継続して進める。
[No. 60]

③-1 安定した自己財政基盤の確立

規制緩和等を踏まえた学内規程等の見直しを積極的に行うことで自己収入の拡大を図るとともに、学内の予算・人的資源の状況を分析の上で長期財政計画を策定し、それに基づく学内資源の効果的・安定的な配分を実行する。(No. 61)

- ・【③-1】 □ 自己収入の拡大の取組や学内の予算・人的資源の状況の分析を踏まえて、必要に応じて長期財政計画を見直すとともに、その計画に基づく学内資源の効果的・安定的な配分を継続して実行する。[No. 61]

③-2 強み・特色を活かした重点施策、部局評価等に連動する資源配分の実施

総長のリーダーシップの下、第2期中期目標期間中に実施した部局評価に基づく傾斜配分の実績等を踏まえ、世界三十傑大学への飛躍を目指して、ミッションの再定義等を踏まえた本学の強み・特色を活かした重点施策に総長裁量経費の重点投資を行うとともに、部局評価等と連動した資源配分を実施する。(No. 62) (戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【③-2】 □ 総長のリーダーシップの下、総長の方針と部局の活動を効率的に合わせるよう、意思決定を大学 IR 機能等による学内の現状分析と連動させる。総長裁量経費（運営費交付金の「学長裁量経費」の一部を含む）について、中期目標・中期計画に掲げた東北大学の理念に基づく具体的施策及び東北大学ビジョン 2030 における重点戦略等を強力に推進するため、部局等からの申請等に基づき戦略的な予算配分を継続して実施する。本学で研究科長等裁量経費として積算する財源の一部及び「学長裁量経費」について、総長の方針に基づく評価指標を用いて実施する部局評価の結果を反映させ、継続してその配分を実施する。[No. 62]

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

①-1 教育研究組織の点検・見直し

大学の機能強化を図るため、大学をめぐる環境を踏まえた教育研究組織の点検を不断に行うことができる体制を整備し、その点検の結果に基づき、必要に応じて、組織・入学定員の見直しなど、柔軟かつ機動的な組織改革を実行する。法科大学院については、「公的支援の見直しの強化策」を踏まえ、東北地方における法曹養成機能、司法試験の合格状況、入学者選抜状況等を考慮の上、質の高い教育提供とともに入学定員規模の点検等を行う。(No. 63)

- ・【①-1】 □ 総長・プロボスト室等の大学 IR 機能が備わった関係組織により、大学経営の推進に資するデータの収集及び分析を継続して行うとともに、教育改革推進会議及び部会において、教育の質保証に関する取組を継続して推進する。法科大学院において、検定料免除及び奨学金給付の制度を継続して行うとともに、「公的支援見直し強化・加算プログラム」に基づく評価結果を踏

まえ、教育の質の向上を図るための様々な取組について継続して実施し、必要に応じた見直しを継続的に行う。〔No. 63〕

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①-1 効率的かつ効果的な事務等の構築・機能強化

効率的かつ効果的な事務等の構築及び機能強化を図るため、恒常的な業務点検・調査検討体制の再整備を行い、事務業務のスリム化・集約化・システム化を更に推進する。
(No. 64)

- ・【①-1】 □ 教員及び事務職員の業務負担の軽減を図るため、「購買データ連携システム」を導入するとともに、事務作業の更なるシステム化を推進すべく「勤務時間管理システム」及び「旅費業務システム」の連携について検討を進める。総長・プロボスト室大学改革WGに設置する「教員の業務改革」グループにおいて、教員の研究時間確保に向けた業務の効率化などの検討を進める。〔No. 64〕

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①-1 外部研究資金の拡充

外部研究資金の拡充を図るため、リサーチアドミニストレーター(URA)機能、大学 IR 機能等を活用しながら情報の把握・分析・学内への提供を行うなど外部資金獲得の支援体制を強化する。(No. 65)

- ・【①-1】 □ 外部研究資金の拡充を図るため、研究推進・支援機構(URAセンター)及び大学 IR 機能の備わった関連組織による分析を継続して行うとともに、産学連携機構の情報集約機能を活用し、民間等外部資金獲得の支援を継続して強化する。科研費応募に係る各種支援事業のノウハウを生かし、戦略的創造研究推進事業等の他の競争的資金においても同様の支援事業を実施し、支援の充実を継続して進める。〔No. 65〕

①-2 基金の充実

東北大学基金の恒久的な拡充を図るため、寄附者の意向と本学のビジョンに即した多様な寄附メニューの拡充及び全学的な募金推進基盤の強化をはじめとする戦略的・組織的なファンドレイジング活動を展開するとともに、東北大学校友会等との連携によりステークホルダーとの互惠的関係を強化する取組を拡充する。(No. 66)

- ・【①-2】 □ 東北大学基金の拡充を図るため、部局や部局同窓会との連携・情報共有を継続して進め、社会連携推進室を中心とした全学的な募金推進基盤を強化す

る。寄附者の意向や本学のビジョンに沿った多様な基金メニューを拡充し、戦略的・組織的なファンドレイジング活動を展開するとともに、東北大学校友会との連携を更に強化し、各ステークホルダーを対象としたセミナー等を企画・実施する。〔No. 66〕

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

①-1 経費の節減の徹底

管理的経費の節減を徹底するため、事務体制の見直し、各種業務の改善、共同購入品目の拡大など業務運営の効率化を継続的に実施する。(No. 67)

- ・【①-1】 □ 共同購入による経費節減の状況を検証するとともに、近隣大学と品目拡大などについての協議・検討を継続して行う。電力モニタリングシステムや回路別電力使用量データ等を活用して、電力需給対策期間における総建物面積1㎡当たりの電力使用量の削減を継続して進める。〔No. 67〕

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

①-1 資産の効率的・効果的運用

新キャンパス整備事業等の進捗状況を踏まえた資金管理計画等に基づく安全性・効率性を考慮した適正な資金管理、取引金融機関等での競争入札実施による資金運用の拡大を図るとともに、保有する土地・建物の有効活用の推進策の策定、使用料金の見直し等による使用料収入額の対平成27年度比5パーセント以上の増収など、資産の効率的・効果的な運用を行う。(No. 68)

- ・【①-1】 □ 資金運用管理計画に基づいて資金運用を実施するとともに、土地・建物の使用料収入額の増収を対平成27年度比で5パーセント以上に維持する。アセットマネジメントセンターの下で、ウェブページ開設による供用可能スペースの効果的PR、建物の使用料金の見直し、農学研究科附属複合生態フィールド教育センターに係る土地貸付など、資産の効率的・効果的な運用及び増収に向けた取組を更に推進する。〔No. 68〕

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

①-1 自己点検・評価等の充実

グローバルな視点で教育研究の質の向上、大学経営の改善等を図るため、適正な評価体制の下で、全学及び部局に係る自己点検・評価にあつては毎年度実施し、教員個人に係る評価にあつては部局で定期的に実施するとともに、全学に係る機関別認証評価及び

部局に係る外部評価を受審し、大学 IR 機能を活用して評価結果の検証及びフィードバック等を継続的に実施する。(No. 69)

- ・【①-1】 □ 全学で実施する部局に係る自己点検・評価について、必要な見直しを行いながら継続して実施する。これまで本学独自で実施してきた教員個人に係る評価について、「人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」を参考に見直しを行う。各種評価に係る指標について、大学 IR 機能等の下で一元管理する体制を強化し可視化することにより、教育研究の質の向上及び大学経営の改善を継続して実施する。〔No. 69〕

2 情報公開や情報発信等の推進に係る目標を達成するための措置

①-1 情報の受け手に応じた効果的な情報発信の展開

社会への説明責任を果たすため、大学ポートレート、ウェブページ等を活用して大学の基本情報や研究・教育成果等の情報公開を促進するとともに、大学の認知度・社会的評価の向上を図るため、ウェブページ、広報誌、シンポジウム等の催事、ソーシャルメディア等の手段を駆使して「顔が見える大学」としての情報発信を実現する。(No. 70)

- ・【①-1】 □ 大学ポートレート、ウェブページ等を活用した情報公開・提供を促進する。ブランド力の向上に必要な情報を発信するコンテンツや受け手に応じた適切なツールを組み合わせ、「顔が見える大学」として国内外に向け、継続して発信するとともに、これまでの取組を見直し、更なる情報発信の強化を行う。〔No. 70〕

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

①-1 知的交流と国際交流を促すキャンパス整備

世界をリードする研究拠点にふさわしい知的交流と国際交流を促すキャンパスとするため、東日本大震災の経験を活かして教育研究の継続性に配慮した災害に強い施設作りを行うとともに、緑豊かな景観と構内に残る歴史的建造物等を活かして学生・教職員・地域住民の学びと思索を促すキャンパス環境を整備する。平成 29 年度中の農学部・農学研究科の青葉山新キャンパス移転に向けた所要の施設整備については、着実に実施する。(No. 71)

- ・【①-1】 □ 災害に強い安全・安心なキャンパス作りを着実に整備するとともに、片平・川内・青葉山・星陵の各キャンパスにおいては、学生・教職員・地域住民の学びと思索を促し、本学の教育研究機能の強化に資するキャンパス環境の整備計画の策定及び実施を継続的に行う。〔No. 71〕

①-2 キャンパスの効率的かつ効果的な再生整備

持続可能なキャンパスとし、更なる高効率な活用及び施設設備の長寿命化を促進するため、施設設備に関する点検評価・教育研究ニーズに基づく計画的な整備、全学的な共同利用スペースの確保・運用及び研究設備の共同利用化などマネジメントを一層強化するとともに、第3期中期目標期間中に長寿命化を図る必要のある施設の再生整備を全て実施し、老朽改善を必要とする施設の割合を25パーセント以下とする。進行中のPFI(Private Finance Initiative)事業については、着実に実施する。(No. 72)

- ・【①-2】□ 施設設備の長寿命化を促進するため、既存施設を良好で適切な状態に維持し続けるサイクルとしてシームレスマネジメントシステム等、施設マネジメントに関する取組を継続して進める。老朽施設の改善計画に基づいた再生整備を随時実施することにより老朽改善を必要とする施設割合を25パーセント以下に維持する。新たなPFI(Private Finance Initiative)事業の取組について導入可能性の検討を開始する。[No. 72]

2 環境保全・安全管理に関する目標を達成するための措置

①-1 環境保全・安全管理の充実

環境保全・安全管理文化の醸成と事故防止のため、関係法令等の周知、各種安全教育教材等の整備、環境・安全教育講習会の開催、法令・マニュアル等の英語化など全学的・組織的な取組を推進するとともに、東日本大震災による被害内容の調査分析結果等に基づき作成されたガイドラインによる転倒防止対策を確実に実施する。(No. 73)

- ・【①-1】□ 環境負荷低減に向けて策定した環境目標及び環境活動計画を着実に実行するため、事業活動と一体となった取組を推進する。安全で安心な職場環境の実現のため、メンタルヘルス対策などの健康確保対策、化学物質による健康障害対策、転倒防止対策を継続して推進する。[No. 73]

①-2 キャンパスの交通環境の整備

地下鉄東西線開業等に伴う交通環境の変化を踏まえ、学内バスの運行計画の再構築を行うなど安全で効果的な学内交通環境を整備する。(No. 74)

- ・【①-2】□ 学内バスについて、利用実績や利用者の意見等を踏まえ、利便性の向上に必要な運行計画の見直しなどを行う。キャンパス周辺の歩行者の安全確保に関する対策について、関係機関への要望・協議等を行う。[No. 74]

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

①-1 公正な研究活動の推進

公正な研究活動を推進するため、公正な研究活動の推進体制の下で、研究に携わる全構成員の研究倫理研修受講の義務付けなど全学的・組織的な取組を推進する。(No. 75)

- ・【①-1】 □ 「公正な研究活動推進室」において、e-APRIN や日本学術振興会が提供する研究倫理教育プログラム等を含め、各部局から要望のあった研究倫理教育教材の開発及び普及を行い、これらを用いたセミナー・ワークショップ等を開催する。各部局等での行動規範・ガイドライン等の遵守状況に係るモニタリングを行うとともに、公正な研究活動推進体制の継続的な改善（PDCA の徹底）を進める。〔No. 75〕

①-2 適正な研究費の使用

研究費の適正な使用を遂行するため、適正な研究費の運営・管理体制の下で、不正使用防止計画に基づき、研究費の運営・管理に携わる全構成員のコンプライアンス教育受講の義務付け、取引業者との癒着を防止するための誓約書の徴取など全学的・組織的な取組を推進する。〔No. 76〕

- ・【①-2】 □ 平成 30 年度に見直しを行った不正使用防止計画に基づき、コンプライアンス教育、リスクアプローチ監査、取引業者からの誓約書の徴取など、研究費の不正使用を防止するための取組を継続して推進する。不正使用防止計画の前年度までの進捗状況を確認し、必要に応じて不正使用防止計画の見直しを行う。建設工事、コンサルティング業務、物品・役務などの契約状況について、学外有識者から構成される「入札監視委員会」を開催し、その審議を踏まえ、入札及び契約の適正化を促進するとともに、財務内容の公正性・透明性を高い水準で継続して確保する。〔No. 76〕

①-3 内部統制システムの構築・運用

個人情報保護の徹底及び財務・会計、法人文書管理をはじめとする業務の適正かつ効率的な運営を期するため、内部統制システムを整備し、継続的にその点検を行い、役職員への周知、研修の実施、必要な情報システムの更新等のリスク管理を実行するとともに、事案が発生した場合には、速やかな是正措置及び再発防止を講ずる。〔No. 77〕

- ・【①-3】 □ 個人情報保護、法人文書管理及び財務・会計について、コンプライアンス教育（情報セキュリティ・個人情報保護）等の教育啓発を継続して実施するとともに、その実施結果を踏まえ、内部統制委員会等において継続的に仕組みの点検・見直しを行う。〔No. 77〕

①-4 危機管理体制の機能強化

不測の事態に対する危機管理体制の機能強化を図るため、東日本大震災の教訓を活かした BCP（業務継続計画）の策定及び学内の防災システムの普及を進めるとともに、BCP（業務継続計画）に基づく防災訓練を毎年定期的実施する。〔No. 78〕

- ・【①-4】 □ 総合防災訓練等の実施を通じて BCP（業務継続計画）の必要な見直しを行

うとともに、災害対応に必要となる備蓄や設備の整備、支部における BCP（業務継続計画）の策定支援などの防災システムの普及を継続して進める。
[No. 78]

4 情報基盤等の整備・活用に関する目標を達成するための措置

①-1 多様な教育研究活動等を支える情報基盤の活用充実と高度化

多様な教育研究活動等を支えるため、限られた大学資源の効率的・合理的運用を図りながら、情報基盤の活用・充実を進め、システム集約等による全学的最適化を推進するとともに、情報セキュリティ対策の高度化、学内高性能計算基盤群の連携強化及び利用環境の高度化等を進める。(No. 79)

- ・【①-1】 □ 多様な教育研究活動等を支える情報基盤の活用充実と高度化を図るため、第3期（平成30年度から2022年度）情報基盤整備計画に沿って、教職員・学生メールシステム及び全学ファイアウォールの更新を行う。情報基盤の安定化のため、ホスティングサービスなどの情報シナジー機構のサービスの見直しなどにより、効果的な運用を行うとともに、ロボティック・プロセス・オートメーション（RPA）による定型業務の自動化に向けた検証を行う。コンピュータセキュリティインシデントのダメージを最小化するため、新しいセキュリティ脅威への対応策の見直しを継続して行うとともに、情報セキュリティの重要性について、構成員の理解度の向上を促進する。情報システムの強じん化のため、2020年度に実施する空調の更新の準備を行う。[No. 79]

①-2 学術情報拠点としての図書館機能の活用

本学の学術情報拠点として、本館と分館との協働の下で、基盤的学術情報の整備、学習環境のサポート、貴重図書・資料の保存・発信、業務の効率化など図書館機能の活用を進める。(No. 80)

- ・【①-2】 □ 本学の学術情報拠点として、図書館機能の向上を継続的に進める。特に、電子ジャーナル等購入の更なる最適化、オープンアクセス方針に基づく学内研究成果の更なる公開、授業及び学内関連部署との連携による学習支援の実施、医学分館等の改修による飛躍的な機能向上、青葉山 commons の利活用の促進、貴重資料の展示会の実施や電子的公開及び研究活用の推進、業務の効率化を目的とした事務組織の改編及び図書館の自主財源の確保など、効率的な図書館機能の活用を継続して実施する。[No. 80]

5 大学支援者等との連携強化に関する目標を達成するための措置

①-1 地域住民等との協働の緊密化

東北大学の教職員・学生・地域住民等との協働の緊密化を図るため、本学の施設の一

般開放・見学受入れの推進、東北大学校友会等のネットワークを活用した大学リソースの継続的な提供活動及び地域住民が大学運営に参画・支援できるシステムの構築を進める。(No. 81)

- ・【①-1】 □ 地域住民等との協働の緊密化を図るため、本学の施設の一般開放・見学、協働・連携プログラムを継続して実施し、本学の歴史的資産の保存・公開等の活用を推進するとともに、これまでの取組について必要に応じて見直しを行い、事業内容の向上を継続して進める。[No. 81]

①-2 校友間の協働の緊密化

校友間の協働の緊密化を図るため、卒業生の所在情報の捕捉率を5割に引き上げるとともに、ホームカミングデーをはじめとする各種の交流会・懇談会を拡充するほか、ロゴマーク・学生歌・校友歌の普及、東北大学校友会の活性化などユニバーシティ・アイデンティティ活動を継続的に進める。(No. 82)

- ・【①-2】 □ 校友間の協働の緊密化を図るため、ホームカミングデーをはじめとする各種交流会や懇談会などを、ニーズを捉えて改善しながら継続して実施するとともに、これらの活動を通じて卒業生の所在情報の捕捉率向上を目指す。東北大学校友会とも連携し、各事業において校友歌の普及を進めるなど、ユニバーシティ・アイデンティティの促進を継続して進める。[No. 82]

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

11, 400, 876 千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

・なし。

2. 重要な財産を担保に供する計画

・病院の施設整備及び病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画（施設部：計画課）

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・片平 総合研究棟（多元物質科学研究所）	総額 4, 425	施設整備費補助金 (2, 889)
・青葉山 放射線管理棟改修		船舶建造費補助金 (-)
・星陵 図書館等改修		長期借入金 (1, 448)
・星陵他 ライフライン再生（給排水設備）		(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (88)
・片平他 耐震対策事業（展示室等）		
・小規模改修		
・放射線画像診断システム		
・最先端眼疾患治療システム		
・術中 MRI システム		

注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設、設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

- (1) 優れた若手・女性・外国人研究者が活躍する研究基盤を構築するため、平成 30 年度に設置した「人事給与マネジメント改革対応検討 PT」において、雇用の在り方等について検討を進めるとともに、部局と連携を図りながら、若手・女性・外国人研究者の増員を目指す。
- (2) 大学の教育研究活動及び経営を担う人材の育成・高度化を目指して、階層別研修及び TOEIC スコア 700 点以上に結び付ける取組について、内容の充実等を進める。技術系研究支援者のキャリア形成を促進するため、専門分野間の技術交流・人事交流等を推進し、全学的技術支援体制として複数部局兼務及び適正な人事配置等を進める。
- (3) ワールドクラスの研究者や優れた人材を国内外から広く確保するため、適切な業績評価による処遇反映の仕組みを活用するとともに、クロスアポイントメント制度については、国内の学術機関との適用を促進することに加え、戦略的パートナーシップを締結している学術機関との組織的クロスアポイントメントを新たに実施する。
- (4) 戦略的・機動的な大学経営と教育研究の高度化による更なる躍進のため、年俸制については、引き続き本学独自のインセンティブ機能を有する承継枠年俸制度及び特別招聘プロフェッサー制度をはじめとした人事・給与システムについて必要に応じ見直しを図りつつ活用を進めるなど、2021 年度における年俸制適用率 30 パーセント以上を目指した取組を進める。

(参考 1) 平成 31 年度の常勤職員数 3,892 人

(役員及び任期付職員を除く。)

あわせて、任期付職員数の見込みを 936 人とする。

(任期付職員は、大学の教員等の任期に関する法律に基づくもの。)

(参考 2) 平成 31 年度の人件費総額見込み 45,852 百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 31 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	46,908
施設整備費補助金	5,017
船舶建造費補助金	-
補助金等収入	9,188
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	88
自己収入	53,739
授業料、入学金及び検定料収入	9,578
附属病院収入	41,169
財産処分収入	-
雑収入	2,991
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	27,761
引当金取崩	820
長期借入金収入	1,448
貸付回収金	-
前中期目標期間繰越積立金取崩	338
目的積立金取崩	249
出資金	1,400
計	146,961
支 出	
業務費	98,479
教育研究経費	59,952
診療経費	38,526
施設整備費	6,554
船舶建造費	-
補助金等	9,188
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	27,761
貸付金	-
長期借入金償還金	3,577
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	-
出資金	1,400
計	146,961

[人件費の見積り]

期間中総額 45,852 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注)「運営費交付金」のうち、平成 31 年度当初予算額 45,529 百万円、前年度よりの繰越額 1,379 百万円。

注)「施設整備費補助金」のうち、平成 31 年度当初予算額 2,889 百万円、前年度よりの繰越額 2,128 百万円。

注)「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額 4,699 百万円。

2. 収支計画

平成 31 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	138,166
經常費用	138,166
業務費	118,490
教育研究経費	24,238
診療経費	27,763
受託研究費等	17,673
役員人件費	148
教員人件費	27,200
職員人件費	21,466
一般管理費	2,706
財務費用	275
雑損	-
減価償却費	16,693
臨時損失	-
収入の部	138,373
經常収益	138,373
運営費交付金収益	43,164
授業料収益	9,045
入学金収益	1,329
検定料収益	223
附属病院収益	41,169
受託研究等収益	21,794
補助金等収益	8,386
寄附金収益	3,118
施設費収益	170
財務収益	13
雑益	2,977
資産見返運営費交付金等戻入	2,752
資産見返補助金等戻入	2,095
資産見返寄附金戻入	2,131
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	-
純利益	207
前中期目標期間繰越積立金取崩益	338
目的積立金取崩益	-
総利益	545

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成 31 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	166,448
業務活動による支出	124,358
投資活動による支出	19,025
財務活動による支出	3,577
翌年度への繰越金	19,486
資金収入	166,448
業務活動による収入	131,401
運営費交付金による収入	45,529
授業料、入学料及び検定料による収入	9,578
附属病院収入	41,169
受託研究等収入	19,537
補助金等収入	9,188
寄附金収入	3,419
その他の収入	2,977
投資活動による収入	5,119
施設費による収入	5,105
その他の収入	13
財務活動による収入	1,448
前年度よりの繰越金	28,479

注) 前年度よりの繰越金には、奨学寄附金に係る繰越額 (15,822 百万円) が含まれている。

別表（収容定員）

学 部	文学部	人文社会学科	840人	
	教育学部	教育科学科	280人	
	法学部	法学科	640人	
	経済学部	経済学科	540人	
		経営学科	540人	
	理学部	数学科	180人	
		物理学科	312人	
		宇宙地球物理学科	164人	
		化学科	280人	
		地圏環境科学科	120人	
		地球惑星物質科学科	80人	
		生物学科	160人	
	医学部	医学科	810人	（うち医師養成に係る分野 810人）
		保健学科	576人	
	歯学部	歯学科	318人	（うち歯科医師養成に係る分野 318人）
	薬学部	創薬科学科	240人	
		薬学科	120人	
	工学部	機械知能・航空工学科	936人	
		電気情報物理工学科	972人	
		化学・バイオ工学科	452人	
		材料科学総合学科	452人	
		建築・社会環境工学科	428人	
	農学部	生物生産科学科	360人	
応用生物化学科		240人		
研 究 科	文学研究科	日本文学専攻	43人	うち前期課程 29人 後期課程 14人
			広域文化学専攻	41人
	総合人間学専攻	文化科学専攻	43人	うち前期課程 31人 後期課程 12人
			64人	(H31 募集停止) うち前期課程 32人 後期課程 32人
	言語科学専攻	歴史科学専攻	28人	(H31 募集停止) うち前期課程 14人 後期課程 14人
			43人	(H31 募集停止) うち前期課程 21人 後期課程 22人
	人間科学専攻	44人	(H31 募集停止) うち前期課程 22人 後期課程 22人	

教育学研究科	総合教育科学専攻	136人	うち前期課程	90人	
			後期課程	46人	
教育学研究科	教育設計評価専攻	2人	(H30 募集停止)		
			うち後期課程	2人	
法学研究科	法政理論研究専攻	64人	うち前期課程	20人	
			後期課程	44人	
	綜合法制専攻（専門職学位課程）	150人	うち法科大学院課程	150人	
	公共法政策専攻（専門職学位課程）	60人	うち専門職学位課程	60人	
経済学研究科	経済経営学専攻	160人	うち前期課程	100人	
			後期課程	60人	
経済学研究科	会計専門職専攻（専門職学位課程）	80人	うち専門職学位課程	80人	
理学研究科	数学専攻	130人	うち前期課程	76人	
			後期課程	54人	
	物理学専攻	320人	うち前期課程	182人	
			後期課程	138人	
	天文学専攻	30人	うち前期課程	18人	
			後期課程	12人	
	地球物理学専攻	91人	うち前期課程	52人	
			後期課程	39人	
	化学専攻	231人	うち前期課程	132人	
			後期課程	99人	
理学研究科	地学専攻	112人	うち前期課程	64人	
			後期課程	48人	
	医学系研究科	医科学専攻	580人	うち修士課程	60人
			博士課程	520人	
医学系研究科	障害科学専攻	69人	うち前期課程	40人	
			後期課程	29人	
	保健学専攻	98人	うち前期課程	64人	
			後期課程	34人	
医学系研究科	公衆衛生学専攻	20人	うち修士課程	20人	
歯学研究科	歯科学専攻	180人	うち修士課程	12人	
			博士課程	168人	
薬学研究科	分子薬科学専攻	68人	うち前期課程	44人	
			後期課程	24人	
薬学研究科	生命薬科学専攻	94人	うち前期課程	64人	
			後期課程	30人	

工学研究科	医療薬学専攻	16人	うち博士課程	16人
	機械機能創成専攻	114人	うち前期課程 後期課程	84人 30人
	ファインメカニクス専攻	123人	うち前期課程 後期課程	90人 33人
	ロボティクス専攻	117人	(記載場所変更) うち前期課程 後期課程	84人 33人
	航空宇宙工学専攻	117人	うち前期課程 後期課程	84人 33人
	量子エネルギー工学専攻	109人	うち前期課程 後期課程	76人 33人
	電気エネルギーシステム専攻	88人	うち前期課程 後期課程	64人 24人
	通信工学専攻	86人	うち前期課程 後期課程	62人 24人
	電子工学専攻	147人	うち前期課程 後期課程	102人 45人
	応用物理学専攻	97人	うち前期課程 後期課程	64人 33人
	応用化学専攻	76人	うち前期課程 後期課程	52人 24人
	化学工学専攻	89人	うち前期課程 後期課程	68人 21人
	バイオ工学専攻	53人	うち前期課程 後期課程	38人 15人
	金属フロンティア工学専攻	73人	うち前期課程 後期課程	52人 21人
	知能デバイス材料学専攻	104人	うち前期課程 後期課程	74人 30人
	材料システム工学専攻	84人	うち前期課程 後期課程	60人 24人
	土木工学専攻	122人	うち前期課程 後期課程	86人 36人
	都市・建築学専攻	114人	うち前期課程 後期課程	90人 24人
	技術社会システム専攻	81人	うち前期課程 後期課程	42人 39人

農学研究科	資源生物学専攻	111人	うち前期課程	72人	
			後期課程	39人	
	応用生物学専攻	109人	うち前期課程	70人	
			後期課程	39人	
	生物産業創成科学専攻	109人	うち前期課程	76人	
			後期課程	33人	
国際文化研究科	国際文化研究専攻	118人	うち前期課程	70人	
			後期課程	48人	
情報科学研究科	情報基礎科学専攻	109人	うち前期課程	76人	
			後期課程	33人	
	システム情報科学専攻	107人	うち前期課程	74人	
			後期課程	33人	
	人間社会情報科学専攻	90人	うち前期課程	60人	
			後期課程	30人	
	応用情報科学専攻	100人	うち前期課程	70人	
			後期課程	30人	
生命科学研究科	脳生命統御科学専攻	92人	うち前期課程	72人	
			後期課程	20人	
	生態発生適応科学専攻	90人	うち前期課程	70人	
			後期課程	20人	
	分子化学生物学専攻	90人	うち前期課程	70人	
			後期課程	20人	
	分子生命科学専攻	13人	(H30 募集停止)	うち後期課程	13人
生命機能科学専攻	17人	(H30 募集停止)	うち後期課程	17人	
生態システム生命科学専攻	17人	(H30 募集停止)	うち後期課程	17人	
環境科学研究科	先進社会環境学専攻	119人	うち前期課程	80人	
			後期課程	39人	
	先端環境創成学専攻	180人	うち前期課程	120人	
			後期課程	60人	
医工学研究科	医工学専攻	112人	うち前期課程	78人	
			後期課程	34人	
教育情報学教育部	教育情報学専攻	5人	(H30 募集停止)	うち後期課程	5人